

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時 平成29年2月9日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

太田宜邦（地），大矢奈美（家），葛西 聡（地），金井一晃（地家），草野真人（地家），竹中 孝（家），田中一彦（地），田中秀知（地），田中眞紀子（地），田中幸大（家），沼田桃子（家），宮田和歌子（家），山谷文子（家），吉田 稔（地家）

(2) 説明者

浅井康地裁事務局長，小澤久美子家裁事務局長，鎌田正久民事首席書記官，稲舟啓家裁首席書記官，内空閑英敏民事次席書記官，秋元学地裁事務局次長，今井政一家裁事務局次長，田中一郎簡裁庶務課長，小園博美家裁訟廷管理官，近野太家裁総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 草野委員長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

石岡愛子，山谷文子

(4) 協議テーマ

ア 民事調停について

イ 市民後見人の養成と家庭裁判所が果たすべき役割について

(5) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

今回のテーマに先立ち，前回委員会のテーマである裁判員等選任手続につ

いて、その後の裁判所の取組を紹介した。

- 裁判員候補者に配布する質問票に記載されている説明書きの記載が配布資料と一致しない表現となっているとの御指摘をいただいたが、その後実施された選任手続から補正したものを配布している。

また、配布資料のマップが現状と一致しない点についても御指摘をいただき、必要なマスキングや注意書きを付記するなどして、その後実施された選任手続から補正したものを配布している。

ア 民事調停について

意見交換に先立ち、民事調停事件の概要として民事調停制度の沿革及び民事調停手続の流れ等について説明を行い、続いて、最近の民事調停事件の動向、裁判所における手続案内の実情及び当庁における一般広報の活動状況を説明した。

- ◎ 裁判所としては、事件が減っても紛争自体が減っているとは考えていないため、果たして裁判所の民事調停がうまく機能しているのか疑問に感じている。そこで、委員の皆様は民事調停を認知しているか、また、一般の方々に認知されているかという点をお尋ねして、仮に、認知されていないとしたら、広報活動等に問題はないのかという点について御意見を伺いたい。
- 民事調停を詳しくは知らなかった。家事調停の場合は身近な友人や親類などがトラブルを抱えた例があるので自然にその存在を知ることができたが、民事調停については、周りに利用しなければならない方がいなかった、又は、いたかもしれないが人の耳に入れたくないと思って黙っていたのかもしれない。今回、自分なりに調べてみて身近な手続だということに気が付いた。
- ◎ 身近に利用した方がいなかったのも知らなかったということだが、裁判所の広報も目にすることがなかったということか。

- 裁判所のホームページを全く見たことがないという訳ではないが、見てはいるが、目に留まらなかったというか、意識する必要がなかったので情報が入ってこなかったと感じている。
- 家事調停はテレビのドラマ等でも目にする機会があるので認知度が高いと思うが、民事調停については、今回配布されたリーフレットを見て、勉強不足を実感した。家庭内のトラブルという点では、家裁の家事調停になるのか、簡裁の民事調停になるのか違いが分かりにくい感じがする。民事調停もドラマなどを利用して取り上げられると認知されやすいのではないかと。訴訟は認知されていると思うが、訴訟と調停の違いが一般の方には分かりにくいのではないかと。リーフレットを見れば丁寧に説明されているので理解ができ、本当に困っている方は内容をしっかり読むと思うが、一般の方はこのリーフレットまでたどり着くことが難しいのではないかと。思う。
- 民事調停はこのリーフレットを見て初めて知った。仕事柄、家事調停の知識はあったが、調停というものは家事事件のイメージしかなかった。
- 自分の身に降りかからないと考えないという面もあるが、裁判所の敷居が高く、例としてお金の貸し借りなども挙げられているが、どの程度のトラブルなら利用していいのかという段階的などがよく分からなかった。先ほどの説明の中にあつた、先生と教え子のお金の貸し借りとか、近隣関係の雪のトラブルなどにも利用できるということは今、初めて知った。
- ◎ 弁護士の方々は法律相談をされていてどんな印象を受けているか。
- 今週も法テラスで相談を行ったが、ちょうど先ほど説明のあつた雪のトラブルについての相談があつた。隣同士で雪の片付けのトラブルを抱えていて、第三者に間に入ってくれないかと頼んだが見向きもしてもらえないのでどうしたら良いかという相談内容であつた。そこで、調停手続について説明すると、そういうものがあるのかという反応であつた。ほかの委員

も話していたように、離婚などでは調停という話が相談の中でも出てくるが、それ以外の市民間の紛争では調停が利用できるということが全く知られていないのではないかと感じている。逆に、相手方になって相談に来られる方からは、裁判所から呼出しの書類が届いたことが大変なことだとか、被告にされてしまったというような過剰な反応をしてしまう傾向も散見される。調停なので話し合いをする手続であることを説明すると、そういうものなのかという感じで、そうしたところからも調停という手続は浸透していないなと感じている。

○ 民事紛争の法律相談を受けると九分九厘は民事調停の話をする。あなたの言い分を通すためには、裁判所を通さずに交渉する方法、民事調停という方法、訴訟という方法の3通りがあると説明しており、必ず民事調停についても説明をしている。民事調停については、裁判所からの呼出しに応じた方が良いのか、最終的に裁判所が話をまとめてくれるのかなど様々な疑問を持っている。民事調停の方が調停委員が間に入ってくれるので話がまとまりやすいということを説明してもなかなか理解してもらえない。訴訟のように判決が出るなら紛争解決できそうなイメージを持てるようであるが、民事調停に関しては、一般の方には終着点が見えにくいようで、解決できるというイメージが湧かないので使いづらいのではないかと感じている。

◎ 司法書士の方々はどのような御意見をお持ちか。

○ 先の意見と同感で、私どもの相談でも手続選択の中で民事調停について説明をしているが、民事調停のメリット、デメリットを考えたときに、例えば、相手方を呼び出して話し合いをしたいという場面は訴訟でもできないわけではなく、訴訟の中でも和解の話し合いもでき、さらに、調停では相手方不出頭で不調に終わる可能性があることを考えれば、この案件は調停に向いていると推奨しにくい面がある。どうしても裁判手続ということであ

れば訴訟を選択した方が良いとか、そこまで持ち込みたくなかったら任意での話し合いを選択すれば良いということになるが、調停はどうしても中間的な存在のように思えるので選択しにくい部分があると個人的に思っており、それが相談者にも伝わってしまうのではないかと感じている。弁護士や司法書士に依頼せずにお金をかけないで自力で解決したいという方には向いていると思うが、民事調停は、個人的には使いにくい制度であると感じている。ただ、これはあくまでも私個人の考えであって、司法書士一般の考えではないと思う。

- 私は、司法書士としては、非常に良い制度だと思っている。トラブルは話し合いで解決するのが最も望ましいと考えており、当事者同士いろいろな話をしていく中で、それぞれがここは譲ってもらったから私もここは譲歩しようかとか、そうして歩み寄ってお互い納得して解決できるとその結果についても実効性が高い。私の日々の業務の中では、やってみて駄目なら次は訴訟という方法もあるので、まずは調停からやってみてはどうかと日頃から勧めている。また、調停協会でも、調停の相談会の機会に調停の利用について広報活動をしている。一般的に、裁判所は裁判をする場所というイメージしかないようで、裁判所で話し合いをすると説明しても、話し合いをする場所として裁判所が結び付かないようである。裁判所に行くのは足が重いし、なおさら、呼び出された相手方は非常に不愉快な思いをしていて、訴えられたとか、何で呼び付けられなければならないのかというような形で相談に来る方が多く、それは違うということを丁寧に説明しなければならない。また、調停は話し合いの場だといくら説明しても、裁判所に来ている以上は白黒をつけてくれるのではないかという思いがあって、申立てをする段階まで至った方であっても本来の趣旨を理解してもらえないことがある。調停委員として職務を行う場合においても、その都度説明しながらやってはいるものの、やはり一般の方が抱いている調停と裁判所が結

びつかないイメージが強すぎるように思う。

リーフレットについては、手続の流れは理解できるが、今後リーフレットを作る際にはQ & A方式のようなものにして、民事調停のイメージの誤解を解くようなものにしてはどうか。裁判所の手続であるが裁判ではないとか、呼び出されたけれども訴えられたのではないといった、皆さんがイメージしているものとは違うということを分かりやすく説明するためにもQ & A方式にした方がよい。

また、一般の方は、法的なことはテレビ番組とかドラマでしか触れることがない方が多いと思うので、例えば、どこかの制作会社にドラマなどのテーマに調停を扱ってもらうなどしてはどうか。裁判というと刑事裁判のイメージが強く、調停は離婚などで時折出てくるくらいで、民事裁判や民事調停はほとんどドラマや映画にはならないが、実は、丁寧に表現すれば面白いものができるのではないかと思うので、そうしたいろいろなメディアを使ってみたりしないとなかなか浸透しないのではないか。

- 先ほどの説明の中で、裁判所としては、民事調停事件数は減っているが、紛争自体は減っているとは考えていないという話をされたが、資料の中で平成23年頃から事件数が減っている点について、同じ頃から青森県、市町村及び岩手県に本部を置く消費者信用生活協同組合が多重債務対策として協定を結んでおり、消費者信用生活協同組合は銀行から借入れできない相談者に融資をしていて現在も継続している。これも事件数減少の原因の一つではないかと感じている。

リーフレットの「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」の裏面に、調停事件の特徴として、「円満な解決ができる」、「費用が安い」、「早く解決できる」などの記載があるが、この内容をもう少し強調して一般の方に伝えていったら良いのではないか。

- ◎ 消費者相談などで調停を利用したいという方はどの程度いるのか。

○ 相談に直接関わっていないので把握していないが、多重債務がちょうど騒がれた頃から、当方で対応できる範囲と弁護士の方に回すことのできる範囲を決めて対応するシステムにしている。

◎ 裁判所の手続案内時の来庁者の反応はどうか。

□ まず、手続の方法を案内するが、リーフレットにあるとおり、その内容に応じて、訴訟、支払督促及び民事調停のそれぞれの手続について説明する。こちらとしては民事調停を利用していただきたいということであっても、民事調停は、相手方に強制的に来てもらうことができないので出頭しないことがあるとか、どうしても話し合いがまとまらなければ不成立ということもあり得ると説明すると、青森県人の特質なのか、白黒つけたいということで訴訟を選ぶ方が多い。調停のメリットとして、自分自身で解決策を判断できるとか、訴訟に比べてお金がかからないなどの説明はしているが、どうしても訴訟を選択する方が多く、すぐに調停を選択する方は少ないという実感を持っている。

◎ 認知度が決定的に低いということであり、Q&Aを作成したらどうかといった御意見もあったが、そもそもこのリーフレットにもたどり着かないということのようなので、最初に説明した裁判所の広報活動について何か有効な方法が考えられないか。

現在行っている市町村の広報誌への掲載依頼についての実情はどうか。

□ 先ほど御紹介した法の日週間行事や憲法週間行事、裁判員制度広報などのイベントを行う際には集客のために各市町村発行の広報誌への掲載を依頼したり、報道機関にもイベントについての情報提供を行うことで、市民の目に触れるように集客効果を狙っている。

○ 例えば、家裁の場合だったら「家裁の人」があったのでこれだけ認知されたようにも思われるが、これを実現するとなると難しいと思っている。

○ 先ほど説明のあった法の日週間行事や青森地裁で年に一度開催されてい

る子どもたちを対象としたイベント取材させていただいたことがある。そうしたイベントは、一般の方、読者の方とかが見ても裁判所でも身近な行事を行っているということが伝わりやすいと思うが、その記事の中で、事件や手続の違いまでは書き切れない部分がある。例えば、調停だけにスポットを当てたような調停の日イベントのようなものを実施するとか、パンフレットを配布してPR活動のようなことを行う場合などは、イベントやPR活動を実施したという記事の中で民事調停とはこういうものだということを特化して書けると思う。そうした企画があれば是非取材させてもらいたいし、民事調停に特化した記事内容にすることで民事調停という手続を紹介しやすくなると感じている。

また、リーフレットを初めて見て、10万円の請求の場合、手数料が500円とあって、申立費用が安い点に非常に驚いた。裁判はお金がかかるというイメージがあり、こんなに安い費用なら申立てしてみるかという方は必ずいると思うので、この点をもっとアピールしていけば良いのではないかな。

- 今日この会議に出席するために社内に行き先を告げると、何かしたのかという反応が返ってきた。一般的なイメージとして、裁判所とはそういう所というイメージがある。日頃、テレビや新聞で裁判所が何をやっているか見る機会が多いが、具体的に何をやっているかということは自分に関係がなければ理解していないし、理解する必要がないと思っている方が多いと思う。先ほどの意見にあったように民事調停の日のような民事調停に特化したイベントがあれば、目を引き付けられるし、耳に訴えられるという部分がある。裁判所で扱っている内容を総称して説明しようとしても無理なことであって、一般的には距離を置いてしまうような部分があるので、例えば、来庁者を対象にするのではなく、民事調停の日にパンフレットを市民に配ったとか、裁判所の方から動いていくということも知っていた

く一つの手段ではないか。市町村の広報誌に掲載するのも、基本的には各家の玄関までは届くが、住んでいる人の心にはなかなか届かないと思う。私自身も市役所から届くパンフレットや広報誌は細かいところまでは見ていない。広報の予算が少ないということだが、足を使うという試みをした方が、何をこの人たちは訴えているのかという点で中身にも興味を持ってもらうことにつながると思う。

○ 調停を広報することは裁判所だけではなく調停協会としてもやらなければならないことだと思っている。調停協会では青森でも相談会を2年に1回程度実施しており、ラジオに出演してお話ししたり、新聞記事にしてもらったりしている。裁判所は裁判をする所、裁かれる所というイメージが強いので、裁判所ではそれ以外のこともやっているという点をアピールして、それでは何をやっているのかというところから、民事調停という手続があるという、何かインパクトのあるキャッチコピーのようなもので表現することも大事なのではないかと思う。

◎ 裁判所では、裁判員裁判の広報の際には、組織を挙げて外に出て企業を回るなどして広報した実績がある。

□ 貴重な御意見をいただき、我々は待っているだけではいけないということを実感した。裁判所には、待っていて提出されたものについて判断するという体質があるので、その点から変えていく必要があることに気づかされた。

イ 市民後見人の養成と家庭裁判所が果たすべき役割について

意見交換に先立ち、制度説明と、市民後見人の養成や市民後見人をどのように支援していくかについて、青森県の実情、先進的な地域の取組を説明した。

◎ 現在、市民後見人はいろいろな所で養成されていて、その必要性が叫ばれていることについて、委員の皆さんは認知されているか。

○ 制度名は知っていた。私の専門が経済学ということもあり，社会保障についても教えているので，高齢者の増加に伴い認知症の方が増えてきている点や，その方の財産はどうなるのかという関係でこの制度に触れる機会がある。例えば，田舎に祖母がいるが身内も親戚もそばにいないで，弁護士に頼むお金もないのでどうしたら良いものかといったような，割と身近な例として耳にすることが増えてきている。受講している学生からも，制度に詳しくない一般の方でも後見人ができるのかと不安の声が出ていて，後見人とお手伝いさんと一緒にされてしまわないかといった意見がディスカッションの場に出てきたこともある。市民後見人の名前を知っている人は増えてきているが，実態はよく分かっていないという印象がある。

□ 市町村によって異なるが，市民後見人の養成講座は3日ないし5日程度の研修日程となっているようである。しかし，研修を受けただけですぐに後見人になれるわけでない。法律等も改正されてきており，知識のアップデートということで定期的にフォローアップ研修を受けていただくことも必要である。また，精神的な部分の取組として，自分の順番が回ってくるまでの間にモチベーションが下がらないように，例えば，実際に業務に当たっている方とグループワークのようなことをして実践的な話をしていただくとか，バックアップ態勢が整っている，相談できる機関があるということも，裁判所としては重要視している。ある日突然何の知識もない方に対してお財布と通帳，印鑑が預けられるということではなく，一定の研修を受け続けている方に，バックアップ態勢が整っている中で市民後見人として活躍していただくことを前提として考えている。お手伝いさんと一緒にされてしまわないかという点については，身上監護していく上では確かにそういう心配はあると思うが，これも，市民後見人が多く育成，選任され，活動している地域では，最初の導入

時は施設に入っている方に限定して選任するように裁判所に要望するケースが多く、在宅介護となると専門家や御家族でないと難しいと思う。施設入所者に限定して後見人となっていただくとしても、例えば、週に1回は施設に赴いて本人と交流するなどして、単に財産管理をするだけではなく、身体的、身上的な面でも支援していただけるものと考えている。

- ◎ 市民後見人について、委員の方はどうのようなイメージをお持ちなのか。
- 私自身も司法書士として後見人をして、人数的に足りない時代になってきているので、市民後見人は必要と考えているが、後見制度が余りにも世の中に浸透していないという印象を受けている。老人の福祉施設、病院、役所などの一番知っておいてほしいところでさえも、やれないことを当然のように要求してきたり、これは成年後見人のすべきところだというものを違うところに振ったりと、全く分かっていないと感じる場面に出くわすことがある。我々は専門家なので、そうした場面ではそもそも成年後見制度とはこういうもので、これはできないとか、これはこうしてやらなければならないとかをきちんと説明をしてやっているが、市民後見人がそのような場面に出くわした場合にきちんと対応できるのか、できないことをやってしまったり、やらなければならないことをやらなかったりとか、そうした事態にならないかと不安を感じている。そうした意味でも、教育や研修をしなければならないのはもちろんだが、施設、病院、役所などの取り巻く環境面への研修も同時にしていただきたいと考えている。

なお、先ほどの説明や資料の中で、「本人と同じ地域で生活している方を対象」とあったので在宅案件を考えているのかと危惧したが、後の説明で基本的に施設入所の方とのことであったのでほっとしている。在宅の高齢者は、ボヤを出したり、徘徊していなくなったりと、市民後見人にはと

でも背負いきれないような様々なことが起こるので非常に難しいと思っています。市民後見人を選任するのであれば、病院や施設入所の方を中心としていただいて、在宅の案件は避けていただいた方が良いと考えている。

○ 後見人という言葉は新聞やテレビなどにより何となくは知っていたが、個人的に知った経緯として、財産を悪用して逮捕された事件などがあり、この制度は人の財産を管理している人がこうしたことができてしまうという程度に見ていた部分がある。専門の方がなる場合は報酬があるのか、市民後見人に就いた場合にはボランティアなのかどうかという点もよく分からない。育成していかなければならないという話ではあるが、制度についてはっきりと分からないという段階で、育成の話をされてもという感じが個人的にはしている。制度自体の認知度がまだまだ低いと思っている。

□ 報酬の件については、裁判所の手続として報酬付与の申立てという手続があり、後見人であれば申立てができる。したがって、専門家でも親族でも市民後見人でも報酬を受け取ることは可能である。もっとも、地域によっては、市民後見人はボランティアや市民活動と位置付けて、報酬は請求しないという前提で育成を行っているところがあるとも聞いているので、一概に報酬が有るとか無いとかは言えない面がある。なお、報酬とは別に、交通費や事務費、本人の家の修繕費などの後見事務に必要な経費については、被後見人の資産の中から支払われることになっている。

◎ 現実問題として、被後見人の財産がたくさんある場合には、その管理が大変であり、報酬も支払えるので、専門職の方に頼むことがほとんどである。市民後見人が必要な理由の一つとして、専門職の方に報酬を支払っていると、その方の老後が行き詰まってしまうことがある。市民後見人には報酬を支払わない前提で後見人を引き受けていただいているこ

とが多い。ただし、1年に1回は裁判所の監督を受ける必要があり、市民後見人の場合には社会福祉協議会などが監督してくれることが多いので、安全性を担保している。

- 今の説明で初めて、後見人になってもらうメリット、デメリット、さらに、後見人になるメリット、デメリットが何となく分かった。これまでは正直なところ全く分からなかったもので、おそらく一般的にはこうした内容まで理解が及んでいないのではないかと思う。
- ◎ 実際には報酬が無くても社会に貢献したい、後見人になりたいという方がたくさんいて、日本人の社会貢献の意欲には驚かされるところがある。
- 市民後見人になりたがっている方がたくさんいることを聞いて驚いた。この制度を知ったときに、あまりなり手がいないのではないかという話も聞いていたので、驚くとともにほっとした部分がある。
利用したいという方の中で、親族、専門職、市民の3択から、市民の方に積極的にお願いしたいという方はどのくらいいるのか。
- 申立書には候補者を記入する欄があるが、この段階で市民後見人を書いてくるケースはまれだと思う。大阪市や東京都品川区のような市民後見人の活動が進んでいるところは分からないが、少なくとも青森管内では、申立人自身が親族の方なので親族を選んでほしいとか、事前に相談している専門家を選んでほしいとか、あるいは、裁判所にお任せするという3択がほとんどで、市民後見人を希望してきた方は今まではいない。
- 市民後見人については、利用する可能性のある方の認知度が低い、あるいは、認知されていない可能性があるということか。
- 成年後見制度は、任意後見制度と違って、御本人が元気なうちに手続をするということがないので、結局は御本人の判断能力が低下してから御家族の方が申立てをするとか、御家族が近くにいない方については市

町村長等が申立てをするとかになる。御本人が最初からこの方に後見人になってほしいと希望しているのであれば任意後見契約を結ぶことがオーソドックスな考え方ではないか。

- ◎ 誰が後見人になるかについて、申立人は希望を出すことはできるが、最終的には裁判所が決める。親族の方を希望しても専門職になることもあれば、専門職を希望しても資力が無いとか法律的な問題が無いと判断すれば市民後見人を選ぶこともあり得る。
- 裁判所が選んだ方を御本人が嫌だということで、選び直すことはあるか。
- 裁判所の方で選任を取りやめて別の方を選ぶとか、選んだ後見人の方が体調不良などで続けられなくなったときの辞任の制度はある。ただし、基本的に後見人には任期が無く、援助を必要とする御本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで活動することが原則となっている。

御本人から、直接この方を解任してほしいという申出があったということは聞いたことがない。御本人の御家族から、解任についての相談や解任の申立てがなされることは無いわけではない。
- ◎ 実際のところは解任事由に当たることがほとんど無いので、解任はほとんどない。例えば、御家族の方が申立てをして、専門職が選ばれたのが不満だといっても、それだけでは理由にならないという制度設計になっているので解任はしない。
- この制度は、厚生労働省がメニューを組んだり、いろいろなところで研修会を行って根付かせようとしていると思うが、裁判所との関係はどのようなになっているのか。タッグを組んで広げることはしていないのか。
- ◎ まさに、タッグを組んで進めている。裁判所においても県や市町村と一緒に進めている。
- 先ほどの説明で広報の予算が少ないとのことであったが、特に高齢者

やそれを取り巻く方々は、この制度を知る機会が少ないと思うし、高齢者は裁判所のホームページなどは通常見ないので、新聞への掲載やラジオで紹介するなどの取組が必要ではないかと感じている。先ほど市町村の広報誌への掲載も話題になったが、広報誌は毎戸配布なので、興味が無く読み飛ばす方もいるかもしれないが、必ず各家庭には届くという点で、利用できるものは利用した方が良いのではないかと思う。

- ◎ 裁判所の担当裁判官として、市民後見人の必要性や今後の展望を説明してもらえないか。
- 青森県では専門職の方に多くの案件を引き受けていただいているが、青森県の高齢化率からも限界があることは間違いないので、今後は市民後見人についても必要になってくると思う。実際の事件を見ていると、現在親族の方が後見人となっているものでも、後見人自身の高齢化というものも結構多く、御夫婦や御兄弟などが被後見人と同世代でありながら元気なので後見人をされているということがあり、今後を見据えると長く続けていただけるかどうか難しい面がある。そうした意味でも、市民後見人に果たしてもらおうべき部分が大いにあると思うし、必要性が増してくると考えている。
- ◎ 弁護士の委員の方々も後見人もされていると思うが、市民後見人についてどのようにお考えなのか。
- 在宅型の方については、出歩くケースなど難しい問題があるので市民後見人の方には困難だと思っている。どうしても報酬の関係があるので、資産の無い方について市民後見人でなければならないものが増えてくると思われるし、そうした意味でも市民後見人を増やして動かしていただける環境を作っていく必要があると思っている。市民後見人には、医療費の還付や住民税の申告など、いろいろな制度について戸惑う部分が多いと思われるので、細かいところまでバックアップしたり、知識付与の

ための研修をしたりすることが必要と考えている。

○ 先ほどの意見と同感で、指導する立場である周りがしっかりしていれば大丈夫なのだが、その周りが制度について知らなすぎると感じている。周りが分かっているならば、この方にはこの後見人という振り分けがうまくいくことで、安心して市民後見人に任せられると思っている。横領に関しては、起きるのではないかと心配すべきことではなく、積極的に市民後見人をお願いしてもいい。ただし、最初、回転させるまでは大変なので、専門職と一緒に後見人をして、やり方が分かるまで1年を通して申告や届出の方法などを知っていただいて、知識が身に付いたところで、立ち立っていただくようにしていったら良いのではないかと。

□ 市民後見人の育成について、裁判所のこれまでの取組としては、市町村で行われている各種協議会にオブザーバーとして参加して、参考意見をお話しさせていただいたり、専門職らの要請に応じて講師を派遣したりしている。講師派遣については、今でもかなりの件数があるが、本日の委員の皆さんからの御意見をいただき、病院や施設についても後見制度を理解してもらう必要があると感じた。これまでは、こうした活動も受け身で行っていたが、今後はこちらから進んで動いていくことを検討していかなければならない。成年後見制度利用促進法の中では、市町村等が広報活動を行うことを規定しており、今後は市町村等においていろいろなPRの動きが出てくるものと思われる。裁判所としてもどんなことができるかを検討していきたい。

(6) 次回開催期日及びテーマ

平成29年7月6日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
テーマは、追ってお知らせする。

(7) 閉会